

## 郡山市市民活動サポートメール発信事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市民活動の実施に役立つ情報を、電子メールを活用して提供することで、自主的・主体的な市民活動を支援し、活動の活性化を図ることを目的として実施する郡山市市民活動サポートメール発信事業（以下「サポートメール事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(発信の対象)

第2条 サポートメール事業の発信の対象者は、市民活動を実践する、又は関心がある団体・個人等とし、市長が登録を認めたもの（以下「登録者」という。）とする。

(登録)

第3条 サポートメール事業の配信を希望する団体・個人等は、団体名称等、必要事項を明記した上でメールで市長に申込み登録するものとする。

(解除)

第4条 登録者が配信の停止を希望する場合は、メール等で市長に申込み解除するものとする。

(その他)

第5条 本事業により発信する情報内容は、以下のとおりとする。

- (1) 助成金等情報（郡山市や福島県、国、民間団体が実施するもの）
- (2) 市民・NPO 活動推進課からのお知らせ
- (3) 市民活動団体の情報（郡山市で支援している団体・グループの紹介など）
- (4) 講座・イベントのお知らせ（郡山市の催し物や市民活動団体の催し物など）
- (5) ボランティア・会員募集のお知らせ
- (6) その他、必要とする情報

(発信日)

第6条 発信日は原則として毎月10日とする。土日祝祭日と重なった場合は、その前日とする。なお、助成金募集案内、イベント開催告知等必要に応じ随時発信することができる。

(その他)

第7条 システムのメンテナンスを行う場合や、機器・ネットワーク等に障害が発生した場合、あるいはその他の不測の理由により、情報の発信ができない合理的な事由が生じた場合には、利用者に事前に通知することなく、発信を一時的に中断し、又は停止することができる。

2 市長は、登録者に情報提供が適当でない判断される事由が発生した場合には、当該登録者への情報提供を停止し、速やかに登録を解除することができる。

(注意事項)

第8条 情報の受信に際して生じる費用については、登録者の負担とする。

(個人情報の取り扱い)

第9条 利用者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、郡山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年郡山市条例第31号）その他の法令等を遵守するとともに、個人情報の適正な管理を行う。

(実施方法)

第10条 事業の実施については、適切な事業運営を確保できると認められる団体に、次に掲げる

業務を委託することができる。

- (1) 第3条に規定する登録に関する業務
- (2) 第4条に規定する解除に関する業務
- (3) 第6条に規定する発信に関する業務
- (4) 第7条に規定する情報提供の停止に関する業務
- (5) 第9条に規定する個人情報の適正な管理に関する業務

2 前項の場合において、これらの規定中「市長」とあるのは「受託者」と読み替えるものとする。

(補足)

第11条 この要領に定めるもののほか、実施に必要な事項は、別にこれを定める。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。